

# 小平市立小平第八小学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日  
小平市立小平第八小学校

## 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。小平市立小平第八小学校いじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめ防止等のための対策や発生時の対応を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

## 本校のいじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

児童をいじめから守り通し、解決に向けた行動を促す。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

## 未然防止

### ○学校いじめ対策委員会

構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。

### ○児童への指導

道徳教育や人権教育を充実させ、児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高め、いじめの構造やいじめ問題の対処等についての理解を深める。

また、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に係る実践的活動に取り組む。

### ○学校いじめ防止基本方針の周知・理解

年度当初に全ての児童、保護者、地域へ学校いじめ防止基本方針の説明を行い、学校ホームページに掲載する。

### ○校内研修

学校いじめ防止基本方針の理解、いじめの兆候や危険信号を見逃さない教職員の資質向上を図るため、校内研修を年3回以上行う。また、実施後に教育委員会へ報告する。

## 早期発見・早期対応

### ○ふれあい月間

いじめに関する児童アンケートを年3回以上実施するとともに、「月ごとのいじめ実態調査」等を実施し、いじめの確実な発見に努める。

### ○スクールカウンセラー面接

スクールカウンセラーによる第5学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。

### ○情報共有

いじめに関わる情報を確実に受信し、職員夕会や生活指導全体会で情報を共有する。

児童の進級進学及び転学時に、進学及び転学先に適切な引継ぎ及び情報の共有を行う。

### ○記録の作成・保存

いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録を作成し、保存する。

## 解消に向けた取組

### ○学習支援

いじめを受けたことにより、授業に参加できない児童に対して、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。

## いじめ発生時の対応基本手順

対応時の基本姿勢

確かな情報

情報の共有

初動の迅速さ

当事者への配慮

### いじめの把握

担任・学年での気付き、児童・保護者からの訴え、専科・スクールカウンセラーからの情報提供、ふれあいアンケートの記述、等



- 1 学年主任、生活指導主任、管理職等への報告
- 2 ケース会議による現状把握と聞き取りの方法内容等の検討
- 3 保護者への連絡と聞き取り調査

#### 学校いじめ対策委員会

校長 副校長 教務主任（主幹教諭）  
生活指導主任 学年主任 養護教諭  
スクールカウンセラー

### いじめの認知（いじめの定義） 根拠（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じるものをいう。

#### 法令上のいじめ

「心身の苦痛を感じた行為」全て

○善意で行ったもの ○悪意なく行ったもの ○衝動的に行ったもの

#### 対応基本手順

- 1 情報収集→速やかに校長・副校長へ報告
- 2 学校いじめ対策委員会の開催  
事実確認の方法を協議
- 3 事実認識  
その日のうちに、関係児童から聞き取り調査
- 4 具体的対応方針案の協議・決定
- 5 保護者への報告・説明（第1報）  
その日のうちに、関係保護者に事実関係や具体的な対応方針等の理解を得る
- 6 市教育委員会への報告
- 7 指導  
いじめ行為を行った児童、傍観者となった児童に対する指導を行う
- 8 保護者への報告・説明（第2報）  
対応についての詳細な説明と承認
- 9 その後の対応  
情報共有、経過観察（3か月）

発展の可能性

### いじめの重大事態

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - いじめにより相当な期間（年間30日が目安）欠席することが余儀なくされている場合
- ◆事実関係把握調査（法第28条に基づく）
- ◆組織的かつ適切な対応による問題の解決
  - ◆再発防止策の策定、実施

- いじめの解消は、学校いじめ対策委員会が児童の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。
- いじめが解消されたと判断した後も、日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を行う。

## いじめの重大事態とは

いじめ防止対策推進法 28 条には、重大事態について定められています。重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事案の全容解明、当該事態への対処及び同種の事態の再発防止を図ることが目的です。

### 【いじめ防止対策推進法】

#### 第 28 条第 1 項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成 29 年 3 月 14 日〕）】

#### 一 に該当する事案について

- 例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合      ○ 身体に重大な傷害を負った場合  
○ 金品等に重大な被害を被った場合      ○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

#### 二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### 一・二 に共通すること

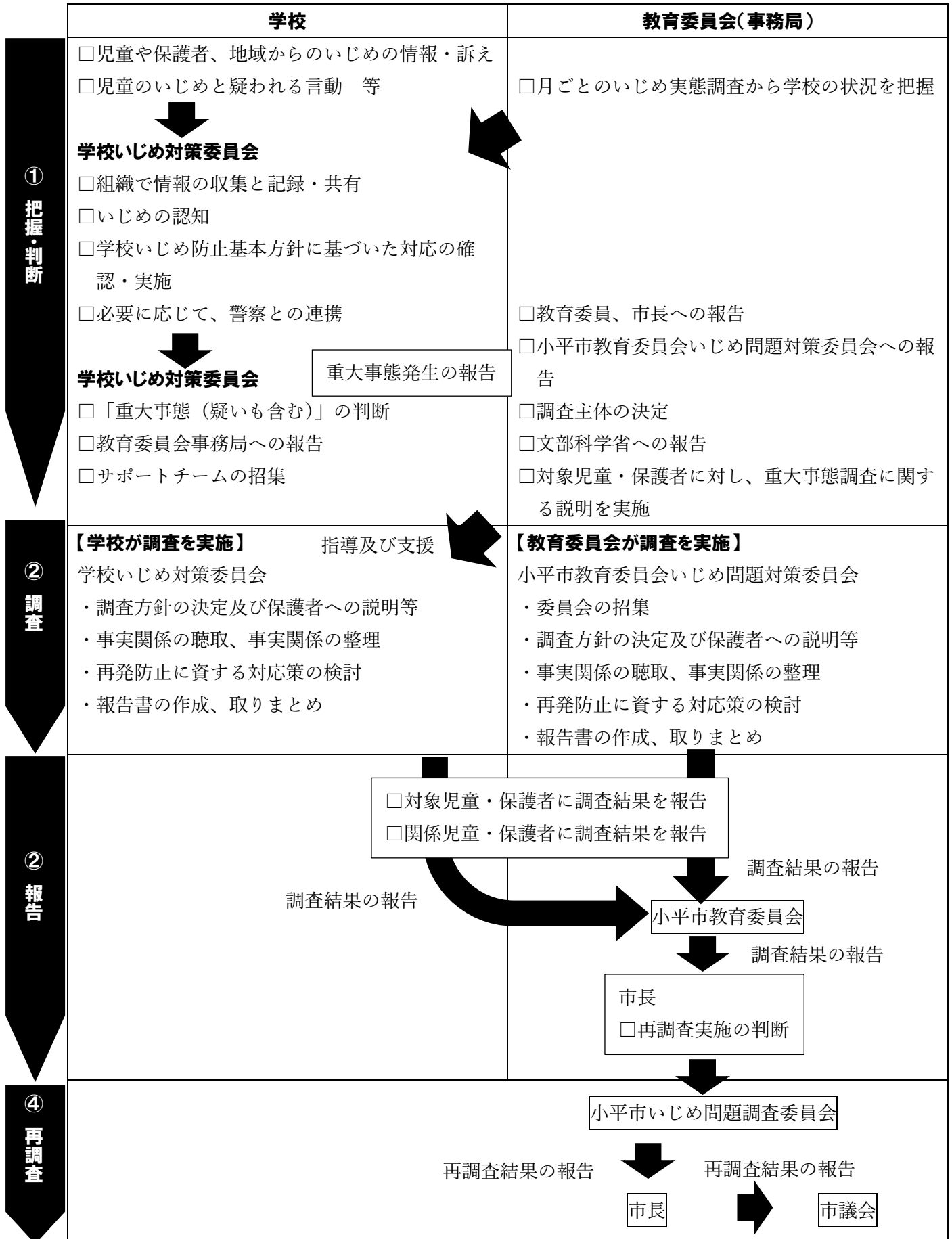
また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

## 警察及び関係機関との連携について

- 警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- 学校の内外で発生した児童の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案や、被害児童又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等の場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に対して周知する。
- 児童の安全を保護するため、児童相談所と連携体制を構築し、迅速な対応をとることができるようにする。

## 重大事態発生時の基本的な対応

重大事態発生時の基本的な流れ及び調査主体・調査方法等については、本基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版文部科学省）により、適切に対応する。



※上記の流れを基本としながら、個別の事案の状況に応じて対応する。